公　　示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１１月２日

第七管区海上保安本部長

大達　弘明（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名　　称　　福岡市

（2）住　　所　　福岡県福岡市博多区沖浜町12番1号

2　水路測量を実施する区域及び期間

（1）区　　域　　博多湾（付図のとおり）

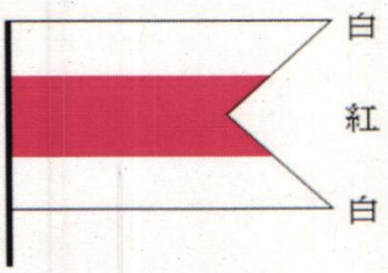
（2）期　　間　　令和８年１１月４日から
令和９年２月２６日（内３０日間）

3　水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機（NORBIT iWBMS X Ekino）による測深

4　航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



（2）七管区水路通報に掲載する。

付図



海上保安庁（JCG）／（C）Esri Japan
海洋状況表示システムを加工して作成